

令和 6 年度第 1 回自然再生推進会議 議事概要

<日時>

令和 7 年 2 月 12 日（水）15：00～15：45

<場所>

農林水産省 6 階技術会議事務局委員室

<出席者>

環境省自然環境局長

環境省自然環境計画課長

農林水産省技術総括審議官（代理：大臣官房みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室長）

農林水産省農村振興局長（代理：整備部設計課計画調整室長）

農林水産省林野庁次長（代理：森林整備部計画課長）

農林水産省水産庁次長（代理：漁港漁場整備部事業課長）

国土交通省総合政策局長（代理：環境政策課長）

国土交通省都市局長（代理：公園緑地・景観課緑地環境室長）

国土交通省水管理・国土保全局長（代理：河川環境課長）

国土交通省港湾局長（代理：海洋・環境課長）

文部科学省総合教育政策局長（代理：男女共同参画共生社会学習・安全課長）

<議事>

会議は公開で行われた。（一般傍聴者 3 名）

議題 1 自然再生推進会議の設置について

事務局（農水省）より、資料 1 により農林水産省の組織名称が変更されたことに伴う「自然再生推進会議の設置について（案）」が示され、令和 7 年 2 月 12 日付で施行することが確認された。

議題 2 自然再生基本方針の見直しについて

事務局（環境省）より、資料 2～4 及び参考資料 1～2 により自然再生基本方針の見直しについて説明が行われ、「自然再生基本方針（案）」のとおり、閣議決定に向けた手続きを進めていくことで了承された。

議題 3 その他

自然再生基本方針の見直しを受け、今後の自然再生推進に向け関係省庁から以下のとおり発

言があった。

(農林水産省大臣官房)

農林水産省では、農林水産業における生産力の向上と持続性の両立を目指して、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定しております。また、令和5年3月の「農林水産省生物多様性戦略」の改訂では、自然資本の持続可能な利用を確保しつつ生物多様性を保全する取組を持続的に行うとしています。

農水省としても、化学農薬や化学肥料の低減等による環境に配慮した農業生産活動など、地域の環境と調和のとれた取組を推進することで、自然再生の推進を図ってまいりたい。

(農林水産省農村振興局)

農村振興局においては、これまでも環境との調和に配慮した農業農村整備事業の実施や農業・農村の多面的機能の維持・発揮に関する取組を行ってきたところ。

今後も農地や水路、ため池等といった整備に当たっては、改定を予定している生態系の保全等に関する基本的な考え方や工法を示した「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」等に基づいて、自然環境や生態系等への負荷・影響を回避・低減するとともに、農村地域における農業者や地域住民等が共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る活動を支援することで、農村の二次的自然の保全や景観の保全に向けた取組を進め、自然再生の推進に貢献してまいりたい。

(農林水産省林野庁)

林野庁では、全国27の自然再生協議会のうち6つの協議会に国有林を中心に参加しており、これらの取組を通じ、引き続き自然再生の推進に貢献してまいりたい。また、地域生物多様性増進法も共管していることから、森林分野において森林計画制度に基づく生物多様性に配慮した森林施業の実施等、調和を図りながら森林再生が推進されるよう取り組んでまいりたい。

(農林水産省水産庁)

水産庁では、令和4年に閣議決定した「漁港漁場整備長期計画」において、海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保を重点課題の1つに掲げております。

また、実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造対策を推進するため、令和5年12月に改訂された「藻場・干潟ビジョン」を周知するとともに、各都道府県においても各海域のビジョン策定を促しているところです。

これらを踏まえ、水産基盤整備事業により藻場・干潟の保全・創造を行うとともに、水産多面的機能発揮対策事業により、漁業者等が行う藻場等の保全活動への支援を行っており、ハード・ソフトが一体となった対策を推進しています。

引き続き、他事業や他組織との連携を図りながら、自然再生の推進に向けて取り組んでまいりたい。

(国土交通省総合政策局)

国内外において自然を社会課題の解決に活用していこうといった機運が高まる中、国交省では、

自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラの活用を促進しているところ。

今回の基本方針見直しでも、防災・減災や生物多様性の確保など、グリーンインフラに関する項目を盛り込ませていただいたところ。今後、関係省庁と連携し、グリーンインフラにおいては量的な拡大、効果・価値の見える化等の取組を進めながら、引き続き自然再生に貢献してまいりたい。

（国土交通省都市局）

都市局では都市公園の整備や緑地保全・緑化の取組を進めている。今年度は、都市緑地法を改正し、30by30 目標の保護地域となる特別緑地保全地区について緑地の機能増進や新規指定を促す制度、緑地整備への民間投資を促すために、民間事業者による良質な緑地確保の取組の価値を見える化し国が認定する制度（TSUNAG）等を創設したところ。また、都市の緑の将来像を示す緑の基本計画にグリーンインフラの考え方を取り入れるにあたり参考となる、「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」を策定し公表した。これまでの取組に加え、これらの新たな施策を推進し、引き続き自然再生の推進に取り組んでまいりたい。

（国土交通省水管理・国土保全局）

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、「多自然川づくり」を全ての川づくりの基本として河川改修や災害復旧に取り組んでいるほか、「河川水辺の国勢調査」などにより河川環境の情報や知見を着実に蓄積しているところである。

また、「河川を基軸とした生態系ネットワーク形成」として、河川だけでなく流域を面としてとらえて、流域の農地などにおける施策と連携しながら、自然再生に取り組んでいる。

今回の基本方針見直しを踏まえ、これまでの知見等を最大限活用し、引き続き各河川の特徴にあった自然再生に取り組んでまいりたい。

（国土交通省港湾局）

港湾局では、港湾整備事業で発生する浚渫土砂を有効に活用し、藻場や干潟の造成や、閉鎖性海域に存在する貧酸素水塊の発生原因の 1 つと考えられている深掘跡への埋め戻しを実施し、海域環境の改善に取り組んでいるところ。

また、藻場・干潟等及び多様な海洋生物の定着を促す港湾構造物を「ブルーインフラ」と位置付け、ブルーカーボンを活用した CO2 吸収源の拡大によるカーボンニュートラルの実現等を目指し、「命を育むみなとのブルーインフラ拡大プロジェクト」の取組みを推進するとともに、ブルーカーボン由来のカーボンクレジット制度の活用促進等に取り組んでいるところ。

カーボンネガティブなど気候変動対策に貢献するブルーインフラに関する取組を推進し、引き続き自然再生に取り組んでまいりたい。

（文部科学省総合教育政策局）

自然再生の取組に関連して、文部科学省ではあらゆる機会に環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育や社会教育において環境教育を推進している。今回の見直

しの内容も踏まえ、引き続き自然体験活動の推進や ESD 等の取組を通じた学校や地域等における自然環境学習の取組を推進してまいりたい。

(環境省自然環境局)

環境省では、ネイチャーポジティブに向けた各種施策を推進している。今年 4 月には地域生物多様性増進法が施行されることとなるが、今回改正された基本方針にも記載されているとおり、自然再生の推進のためには地域生物多様性増進法との連携による相乗効果を発揮させることが重要である。

「小さな自然再生」を含む様々な自然再生の推進にあたっては、活動区域や関係者の範囲などにより、自然再生協議会の枠組みを活用したり、地域生物多様性増進法に基づく認定を受けたりしながら、各地域でそれぞれの活動が積極的に行われることが期待される。

自然再生は様々な自然環境の場所において、様々な主体が集まり、各々の得意分野を発揮しながら進めていく必要があるので、今後とも関係省庁と連携して推進してまいりたい。

(以上)